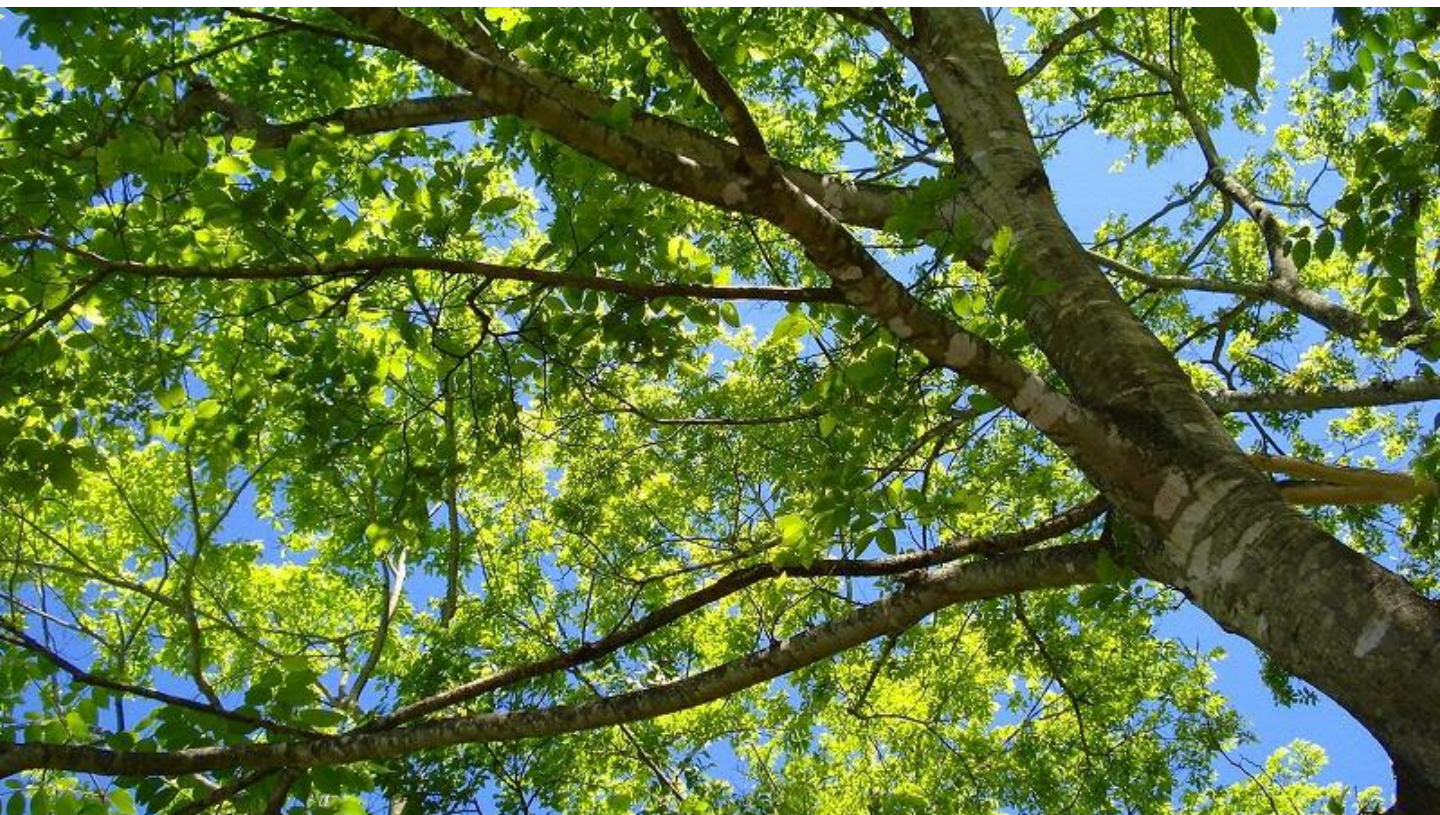


平成29年3月公示



# 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり



- ◆ 平成29年3月に公示された新学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業づくりのポイントをこの冊子にまとめました。
- ◆ 各教科等はどう改善・充実をされたか確認し、授業改善に取り組みましょう！
- ◆ 小学校と中学校の系統性を意識した授業づくりを行いましょう！

- |     |           |
|-----|-----------|
| I   | 小学校・中学校総則 |
| II  | 移行措置の概要   |
| III | 小学校各教科・領域 |
| IV  | 中学校各教科・領域 |



平成30年2月  
岡山県総合教育センター

# この冊子の活用の仕方

## 各教科の1ページ目

改訂の趣旨と要点を踏まえて、授業づくりを行いましょう。

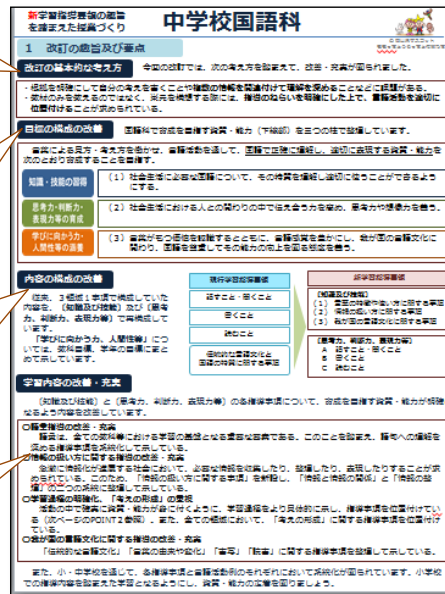
「改訂の基本的な考え方」では、各教科の改善点や更に充実すべき点等を示しています。

「目標の構成の改善」では、「資質・能力の三つの柱」で再整理された目標を示しています。下線を引いた箇所が各教科の目指す資質・能力です。

「内容の構成の改善」では、新旧の学習指導要領を比較して、どのように内容が再構成されたかを示しています。（新設の教科等を除く）

「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」がどのように位置付けられているかを確認しましょう。

「学習内容の改善・充実」では、今回の改訂で改善された内容や現行学習指導要領から引き続き充実された内容で主なものを示しています。



## 各教科の2ページ目

授業づくりのポイントを確認しながら、授業改善を行いましょう。

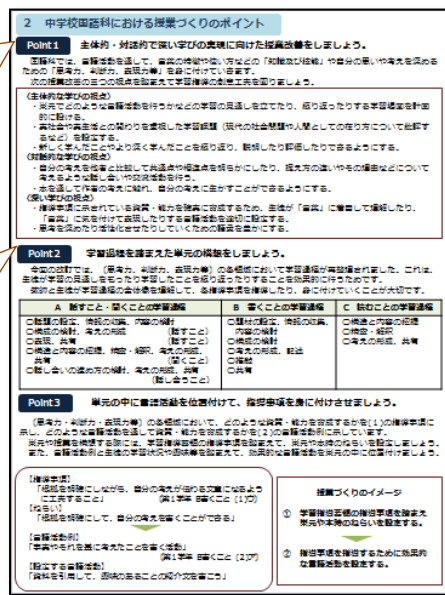
【Point 1】は、児童生徒に目指す資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について示しています。

「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点をどのように取り入れるか参考にしましょう。

授業の方法や技術の改善のみを意図するものではありません。

【Point 2】以降では、単元や学習のまとめりという学習過程を重視することや各教科の「見方・考え方」を働かせること、小学校・中学校の系統性を意識することなど、学習活動の質を高めるために必要なポイントを示しています。

今回の改訂では、資質・能力の三つの柱を踏まえて、目標と内容が再整理されています。このことから、教科間等の「横のつながり」や小学校と中学校の「縦のつながり」を意識して、授業が作りやすくなっています。



## 同校種他教科のページ

授業づくりを行う際、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、関連が深い教科等の内容事項と関連付けながら学ぶようにすることが大切です。

小学校・中学校とも、関連する他教科等のページを確認し、内容を理解して、日々の授業づくりに生かしましょう。

## 異校種の同教科のページ

授業づくりを行う際、小学校では、子供たちが中学校でどのような学びをしていくかを見通す必要があります。また、中学校では、子供たちが小学校でどのような学びをしてきたのかを踏まえる必要があります。

それぞれの教科等で関連する異校種のページを確認し、子供たちの9年間の学びの全体像を踏まえて、日々の授業づくりに生かしましょう。

# 『新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり』について

平成29年3月に新学習指導要領が公示され、小学校では平成32年度（2020年度）から、中学校では平成33年度（2021年度）から全面実施となります。これにより、小学校・中学校のいずれにおいても平成30年度から移行期間がはじまります。

今回の改訂では、「生きる力」を子供たちに育むために、全ての教科等の目標及び内容が資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で再整理されました。

本冊子は、小学校・中学校の全ての教科等の改訂の趣旨及び要点と授業づくりのポイントを一冊にまとめています。子供たちの発達段階や学習の系統性を意識した9年間の学びを見通した授業づくりに役立てていただけたらと思います。

「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、子供たちに確かな学力を身に付けさせる授業を共につくりあげていきましょう。

## 目 次

|            |                    |    |
|------------|--------------------|----|
| <b>巻頭</b>  | <b>この冊子の活用の仕方</b>  | 1  |
| <b>I</b>   | <b>小学校・中学校総則</b>   | 3  |
| <b>II</b>  | <b>移行措置の概要</b>     | 6  |
| <b>III</b> | <b>小学校各教科・領域</b>   |    |
|            | 国語科                | 7  |
|            | 社会科                | 9  |
|            | 算数科                | 11 |
|            | 理科                 | 13 |
|            | 生活科                | 15 |
|            | 音楽科                | 17 |
|            | 図画工作科              | 19 |
|            | 家庭科                | 21 |
|            | 体育科                | 23 |
|            | 外国語科               | 25 |
|            | 特別の教科 道徳           | 27 |
|            | 外国語活動              | 29 |
|            | 総合的な学習の時間          | 31 |
|            | 特別活動               | 33 |
| <b>IV</b>  | <b>中学校各教科・領域</b>   |    |
|            | 国語科                | 35 |
|            | 社会科                | 37 |
|            | 数学科                | 39 |
|            | 理科                 | 41 |
|            | 音楽科                | 43 |
|            | 美術科                | 45 |
|            | 保健体育科              | 47 |
|            | 技術・家庭科【技術分野】       | 49 |
|            | 技術・家庭科【家庭分野】       | 51 |
|            | 外国語科               | 53 |
|            | 特別の教科 道徳           | 55 |
|            | 総合的な学習の時間          | 57 |
|            | 特別活動               | 59 |
| <b>巻末</b>  | <b>各教科の移行措置の内容</b> | 61 |



## 1 改訂の経緯及び基本的な考え方

### ○改訂の経緯

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化等により、子供たちの将来は、予測困難な時代になると言われています。

これからの学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるようにすることなどが求められます。

新学習指導要領では、こうした状況を踏まえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「**社会に開かれた教育課程**」の実現を目指すことが示されました。

### ○今回の改訂の基本的な考え方

未来社会を切り拓くための資質・能力を一層<sup>ひら</sup>確実に育成する。

知識の理解の質を高め  
確かな学力を育成する。

豊かな心や健やかな体を  
育成する。

## 2 育成を目指す資質・能力

### ○育成を目指す資質・能力の三つの柱

今回の改訂では、「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫等を引き出していくことができるようにしています。

そのため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の**資質・能力の三つの柱**で再整理しています。

### 学びに向かう力・人間性等の涵養

どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか

よりよい社会と幸福な人生を切り拓き  
未来の創り手となるために必要な  
**「生きる力」**を育む

### 知識・技能の習得

何を理解しているか、何ができるか

### 思考力・判断力・表現力等の育成

理解していることやできることをどう使うか

○「思考力・判断力・表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それにより更に「思考力・判断力・表現力等」も高まるという相互の関係にあります。

○「学びに向かう力・人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける要素として位置付けられています。

※学習状況の評価の観点についても「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」のように、資質・能力の三つの柱に沿って検討がなされています。

# 3 主体的・対話的で深い学び

## ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

子供たちが、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を一層高める授業改善の取り組みを活性化していくことが必要です。

そして、優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められます。

## ○授業改善の三つの視点

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

## ○留意事項

小・中学校において、これまで取り組まれてきた実践の蓄積を生かし、授業を工夫して改善することが大切です。

また、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図る必要があります。



### 授業改善の ポイント

## 深い学びの鍵としての「見方・考え方」

各教科等の「見方・考え方」は、その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方です。

「見方・考え方」とは…

- ・各教科等を学ぶ意義の中核をなすもの。
- ・教科等の学習と社会とをつなぐもの。

児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることが重要です。

## 授業をデザインする

単元（題材）の中で、

- ・学習内容に対して「知りたい」「できるようになりたい」などの関心・意欲をどう高めるか。
- ・単元全体を見通す場面と振り返る場面をどこに設定するか。
- ・教員が教える場面と児童生徒が考える場면을どのように組み立てるか。
- ・グループなどで対話する場面をどこに設定するか。

を考えます。

## 質の高い学びを実現する

各教科等で通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習等）の質を向上させることを主眼とします。

授業方法や技術の改善のみを行うのではなく、目指す資質・能力を育むために授業改善を進めましょう。

# 4 カリキュラム・マネジメント

## ○カリキュラム・マネジメントの充実

学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められます。そのため、カリキュラム・マネジメントが必要です。

## ○ポイント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握する。

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容などを教科等横断的な視点で組み立てていく。

教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく。

教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく。

## ○学校における具体的な取り組み

各種調査結果やデータなどに基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握するなどして、学校教育目標等を定める。

総合的な学習の時間において、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識する。

各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握する。その結果から教育課程の実施状況を分析して課題を見だし改善する。

教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源等について具体的に把握して、教育課程の編成に生かす。

## 〔その他の改善・充実する事項〕

### ○言語能力の確実な育成

言語能力は、全ての教科等における学習の基盤となるものです。言語能力の育成を図るために、各学校において取り組みが求められる事項が示されています。

#### (1) 言語環境の整備 (例)

- ①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
- ②校内の掲示板やポスター、配付する印刷物において用語や文字を適切に使用すること
- ③校内放送において、適切な言葉を使って、簡潔に分かりやすく話すこと
- ④教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること
- ⑤集団の中で安心して話ができるような相互の好ましい人間関係を築くこと

(2) 国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ること

(3) 読書活動の充実

### ○情報活用能力の育成

情報活用能力について、次のように示されています。

- ・必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る力
- ・情報を整理・比較する力
- ・得られた情報を分かりやすく発信・伝達する力
- ・必要に応じて保存・共有する力

さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。

# 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

## ○移行措置とは

学習指導要領が完全実施される数年前から、旧課程の内容の一部（上学年へ移行される内容など）を省略したり、新課程の内容の一部（上学年から移行される内容など）を追加したりすることです。

## 1 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間は、**小学校は平成30、31年度、中学校は平成30～32年度**である。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、**積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。**
- 特に、「**知識及び技能**」「**思考力、判断力、表現力等**」「**学びに向かう力、人間性等**」をバランス良く育成することを旨とする趣旨を踏まえて指導する。

## 2 移行措置の内容

### 教科等ごとの取扱い

#### ○総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

#### ○指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより、指導内容の欠落がないよう特例（次ページを参照）を定める。

【小：国語、社会、算数、理科、 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

#### ○上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

#### ○道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

### 小学校における外国語

→次の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（第3、4学年）及び、外国語科（第5、6学年）の内容の一部を加えて**必ず取り扱うもの**とする。（次ページを参照）

|            | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第6学年 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 外国語活動の授業時数 | —    | —    | 15   | 15   | 50   | 50   |
| 総授業時数      | 850  | 910  | 960  | 995  | 995  | 995  |

特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。 ※この措置は平成30、31年度のみ。

## 3 移行期間中における学習評価の取扱い

○移行期間中に実施する学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととする。

○外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとする。

- （1）移行期間における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事情を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- （2）移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き数値による評価は行わないこととし、評価も行わないものとする。

# 各教科の移行措置の内容

## 小学校

新学習指導要領への移行のための期間（平成30、31年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設けます。

| 教科    | 移行措置の内容   |
|-------|---|
| 国語    | ・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。  |
| 社会    | ・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。<br>・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。   |
| 算数    | ・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。<br>・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。<br>・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。（第6学年で指導）   |
| 理科    | ・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。（第6学年で指導）<br>・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。（第6学年で指導）<br>・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。（中学校第2学年で指導）   |
| 外国語活動 | ・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部及び一部によるものとする。ただし、次の事項は必ず取り扱う。<br>①英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ。②日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く。<br>③聞くこと及び話すこと[やりとり][発表]の言語活動の一部。<br>・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部及び一部を加えて指導するものとする。ただし、次の事項は必ず取り扱うものとする。<br>①音声、活字体の大文字と小文字。②文及び文構造の一部。③読むこと及び書くことの言語活動の一部。 |

## 中学校

新学習指導要領への移行のための期間（平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設けます。

| 教科   | 移行措置の内容   |
|------|---|
| 国語   | ・平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に、「都道府県名に用いる漢字の読みと書き(20字)」を追加して指導する。<br>・平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。  |
| 社会   | ・平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。<br>・平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を合わせて指導する。<br>・平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」「ユーラシアの変化」「ヨーロッパ人來航の背景」「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。<br>・平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 |
| 数学   | ・平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ 乗の形の表現」を省略する。（第3学年で指導）<br>・平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。   |
| 理科   | ・平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。（第3学年で指導）<br>・平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。（第2学年及び第3学年で指導）<br>・平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。（第3学年で指導）   |
| 保健体育 | ・平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。（第2学年で指導）<br>・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。<br>・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。  |





平成29年度 岡山県総合教育センター所員研究  
(共同研究；教科教育)  
『新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり』研究委員会

---

## 指導・助言

村上 尚徳 環太平洋大学副学長、教授

## 研究委員

|       |           |
|-------|-----------|
| 藤原 敬三 | 教科教育部長    |
| 小林 留美 | 教育経営部指導主事 |
| 大辻慎一郎 | 教育経営部指導主事 |
| 黒川一豊海 | 教科教育部指導主事 |
| 福田 知子 | 教科教育部指導主事 |
| 鈴木 隆幸 | 教科教育部指導主事 |
| 平田 朝一 | 教科教育部指導主事 |
| 岩佐奈津子 | 教科教育部指導主事 |
| 山本 結城 | 教科教育部指導主事 |
| 久次 正浩 | 教科教育部指導主事 |
| 小倉 馨  | 教科教育部指導主事 |
| 谷岡 奈央 | 教科教育部指導主事 |
| 中川 泰輔 | 教科教育部指導主事 |
| 萩原 透  | 教科教育部指導主事 |
| 伊藤 昌訓 | 教科教育部指導主事 |

平成30年2月発行

『新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり』

【編集兼発行所】 岡山県総合教育センター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

TEL : (0866) 56-9101 FAX: (0866) 56-9121

URL : <http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>

E-mail : [kyoikuse@pref.okayama.lg.jp](mailto:kyoikuse@pref.okayama.lg.jp)

お問い合わせ 教科教育部 TEL (0866) 56-9103  
Copyright ©2017 Okayama Prefectural Education Center

## 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり



- ◆ 平成29年3月に公示された新学習指導要領のポイントを『新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり』にまとめました。

この冊子を子供たちの発達段階や学習の系統性を意識した9年間の学びを見通した授業づくりに役立てていただきたいと思います。

「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、子供たちに確かな力を身に付けさせる授業を共につくりあげていきましょう。

